



交通安全Journal

サイクルマナーアップ強化月間

5月は全国統一の「サイクルマナーアップ強化月間」です。
自転車は「軽車両」に分類され、車両の仲間ですので、基本的には自動車と同じ交通ルールに従う必要があります。

守ろう!

自転車安全利用五則

➡ 自転車を安全に利用するため必要な5つの基本的交通ルールのことです。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



※子供だけでなく全ての年齢層でヘルメットを着用しましょう。

自転車利用者の皆さんへ

自転車は、免許が不要で大変便利な乗り物ではありますが、交通ルールを守らないことで歩行者と衝突するなどの事故が発生しています。

● 近年の自転車が加害者となった事故件数（県内）

R1→**10件** R2→**15件** R3→**22件**

増加傾向!

自転車の事故は出合い頭と右左折時で**80%以上**を占めています。（R3年中、県内）



点検整備と損害賠償責任保険の加入

- ◇ 安全に自転車を使うため、**定期的な点検・整備**を受けましょう!
- ◇ 万が一の事故に備えて、相手のため、自分のために**自転車保険**に加入しましょう!

自転車運転者講習制度について

自転車運転中に15種類の危険行為（信号無視、一時不停止など）で**3年以内に2回以上**摘発された場合、**自転車運転者講習**の受講対象となります。（14歳以上）



ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

- ◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちら

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

